

協定

大規模災害時における燃料及び
活動拠点の提供に関する協定書

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書

株式会社東部自動車学校(以下「甲」という。)と高知県香南警察署(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)における警察活動への燃料及び活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に乙が商用給油所で速やかに給油を受けることが困難な状況となった場合において、甲の運営する東部自動車学校(高知県香南市野市町西野2135番地)の警察車両等への給油、及び敷地の警察部隊の活動拠点としての使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(燃料の提供)

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対して燃料の提供について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、可能な限り乙に対し燃料を提供するものとする。

なお、具体的な燃料の提供要領等は、甲及び乙が協議の上、別に覚書で取り決めるものとする。

(費用の負担等)

第3条 前条の要請に基づき提供された燃料の費用は、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料提供後、提供した油種及び数量に基づき、災害発生時の直前における高知県と高知県石油業共同組合の単価契約価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は前項で決定した費用について、乙に対し請求書による請求手続きを行い、請求を受理した乙は、速やかに当該費用を支払うものとする。

(敷地の使用)

第4条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として、甲の敷地の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り決め

るものとする。

3 敷地使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

(協議事項等)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

平成27年6月19日

甲 高知県香南市野市町西野2135
株式会社東部自動車学校

代表取締役社長

乙 高知県香南市赤岡町1375番地
高知県香南警察署

署長

覚書

「大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の
提供に関する協定書」に係る細部事項について

平成27年6月19日

株式会社東部自動車学

代表取締役社

高知県香南警察署

覚書

「大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供 に関する協定書」に係る細部事項について

1 燃料の提供要領

株式会社東部自動車学校（以下「甲」という。）の高知県香南警察署長（以下「乙」という。）に対する燃料の提供については、下記要領により行うものとする。

- (1) 乙が別記第1号様式により、甲に対し燃料の提供を要請する。
- (2) 甲が上記要請を承認する場合は、乙に対し別記第2号様式の書面を交付する。承認しないときは、口頭又は電話により乙に対しその旨を伝える。
- (3) 上記(2)で承認された場合、次の要領で給油を行う。
 - ① 乙が別記第3号様式の給油伝票（依頼用）に必要事項を記載し、甲に對し提出する。
 - ② 乙は給油所設置の「給油日誌」に必要事項を記載し、原則として甲が、乙の立会の下、給油伝票記載の数量分給油する。
 - ③ 給油完了後、甲は上記給油伝票（確認用）に給油者及び給油車両運転者署名等のうえ、これを切り離して乙に交付する。
- (4) 乙は、全給油が終了した場合又は承認された期間を超過しこれを更新しない場合は、甲にその旨連絡する。
- (5) 甲は、給油提供の都度又は該当する月中給油分を乙に対し別記第4号様式により通知する。
なお、乙に対する請求書は当月分を月末までに請求する。

- (6) 給油に際しては、適切な担当者を配置する等し、消防法その他の関係法令を遵守する。

2 敷地の使用要領

乙による甲の敷地の使用については、前記燃料の提供要領を準用した要請及び承認の手続きをとり、承認された場合、乙は次の点に留意したうえで使用する。

- (1) 使用にあたっては、原則として現状のまま使用するよう努める。但し、雑草の除去、テント設営のための杭の打ち込み等、通常許容され得る軽微な変更や現状回復が容易な措置については、乙の判断により対処可能とする。
- (2) 敷地内の設備（建物、照明、水道等）の使用について必要が生じた場合、その都度、甲及び乙が協議したうえで対処する。
- (3) 使用後は乙をして現状回復措置を執る。なお、現状回復が困難な場合は、その補償について、甲及び乙が協議し、決定する。
- (4) 甲は、承認期間内であっても、甲にやむを得ない理由がある場合、何ら損害賠償義務を負うことなく、乙に通知することにより、いつでも本覚書に基づく承認期間を終了することができる。
- (5) 乙に提供する敷地の範囲は、高知県公安委員会の教習業務上の指定範囲（コース、校舎等）を除外した土地に限定する。

別記第1号様式

年 月 日

株式会社東部自動車学校 様
代表取締役社長 [REDACTED]

高知県
香南警察署長

緊急の協力要請について

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 要請内容 (※ ○で囲む)

- (1) 燃料の提供【レギュラーガソリン・軽油】
- (2) 敷地の使用
- (3) その他

2 要請期間

年 月 日 から

年 月 日 までの間

3 本件担当

- 氏名
- 連絡先

以上

別記第2号様式

年 月 日

高知県香南警察署長 殿

株式会社東部自動車学校
代表取締役社長

緊急の協力要請に対する承認について
大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、
年 月 日付けで要請のあった件について、下記の通り承認し
ます。

記

1 承認内容 (※ ○で囲む)

- (1) 燃料の提供【レギュラーガソリン・軽油】
- (2) 敷地の使用
- (3) その他

2 承認する期間

年 月 日 から

年 月 日までの間

3 本件担当

- 氏名 :
- 連絡先 :

以上

別記第3号様式

株式会社東部自動車学校 様
代表取締役社長

給油伝票（依頼用）

①給油年月日	年 月 日
②車両番号等	
③油種	レギュラーガソリン・軽油
④数量	リッター
⑤給油者	氏名 連絡先

高知県香南警察署長 印

-----カリトリセイ-----
高知県香南警察署長 殿

給油伝票（確認用）

①給油年月日	年 月 日
②車両番号等	
③油種	レギュラーガソリン・軽油
④数量	リッター
⑤確認者	給油者(甲) 運転者(乙)

- ※ ①～④については、甲の立会人が記載することも可
- ※ ⑤については、原則自署とする
- ※ 給油完了後、甲は上の給油伝票を切り離し、乙に交付する

株式会社東部自動車学校
代表取締役社長 印

別記第4号様式（その1）

第 号
年 月 日

高知県香南警察署長 殿

株式会社 東部自動車学校
代表取締役社長

燃料の提供について

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、
次のとおり燃料を提供したので通知します。

別記第4号様式（その2）

